

資料10 - 1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成14年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		199	116	54	36	1	4	0	0	21	83
松山市		361	356	184	46		53	1		72	5
今治市		45	35	16	5		11			3	10
宇和島市		23	21	11			1			9	2
八幡浜市		1	1				1				
新居浜市		67	65	27	6		19			13	2
西条市		33	9		5		1			3	24
大洲市		1									1
川之江市		56	55	32	7		6	2		8	1
伊予三島市		21	21	10	3		4			4	
伊予市		3	3	3							
北条市		24	18	10	6					2	6
東予市		13	6	1	1	1	1			2	7
市計		648	590	294	79	1	97	3	0	116	58
新宮村											
十居町		22	12	9	2		1				10
別子山村											
小松町		3	1				1				2
丹原町		14	9	2	3					4	5
朝倉村											
玉川町											
波方町											
大西町											
大菊間町											
吉海町											
宮窪町											
伯方町											
魚島村											
弓削町											
生名村											
岩名城村											
上浦町											
大三島町											
関前村											
重信町		13	6		4		1			1	7
川内町		4									4
中島町											
久万町											
美河村											
柳川町											
小谷村											
柳田町											
松前町		29	17	11	3		3				12
砥部町		11	3	1	1		1				8
広田村											
中山町											
双海町											
長浜町											
内子町											
五十崎町											
肱川町											
河辺村											
保内町											
伊方町											
瀬戸町											
三崎町											
三瓶町		4	2				1			1	2
明浜町											
宇和村		7	3		1					2	4
野村町											
城川町											
吉田町											
三間町											
広見町											
松野町											
日吉村											
津島村											
内海村											
御荘町											
城辺町											
一本松町											
西海町											
町村計		107	53	23	14	0	8	0	0	8	54
合計		954	759	371	129	2	109	3	0	145	195

資料10 - 2 発生源別苦情受理件数

発生源	年度	12	13	14
合 計		809	948	954
農 業		77	69	76
耕 種 農 業		38	38	39
畜 産 ・ 養 蚕 農 業		20	17	15
農 業 ・ 園 芸 サービス業		19	14	22
林 業			1	3
漁 業		5	3	3
鉱 業		3	5	3
金 属 鉱 業		3	3	1
石炭、原油等の鉱業			1	
非 金 属 鉱 業			1	2
建 設 業		176	207	218
総 合 工 事 業		81	95	96
そ の 他 の 工 事 業		95	112	122
製 造 業		159	177	157
食 料 品 ・ 飲 料 等 製 造 業		29	42	34
織 維 工 業		18	14	12
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		28	40	41
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品		35	29	21
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業		6		4
化 学 工 業		2	1	7
石 油 ・ 石 炭 製 造 業				1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		2	2	2
ゴ ム 製 品 製 造 業				
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		4	2	2
鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 ・ 金 属 製 品		14	21	13
機 械 器 具 製 造 業		8	10	6
そ の 他 の 製 造 業		13	16	14
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		8	2	5
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業		1	2	4
水 道 業		7		1
運 輸 ・ 通 信 業		18	16	13
鉄 道 業		2	1	
道 路 旅 客 運 送 業		2	1	1
道 路 貨 物 運 送 業		10	10	9
航 空 運 輸 業				
そ の 他 の 運 輸 ・ 通 信 業		4	4	3

発生源	年度	12	13	14
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店		41	54	70
再 生 資 源 卸 売 業		2		6
卸 売 ・ 小 売 業		22	29	37
飲 食 店		17	22	20
カ ラ オ ケ		1	3	7
サ ー ビ ス 業		84	108	97
洗 濯 ・ 理 容 ・ 浴 場 業		10	10	10
駐 車 場 業		1		
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業		5	8	4
旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所		4	3	3
娛 楽 業		1	8	4
カ ラ オ ケ			1	
ゴ ル フ 場				
自 動 車 整 備 業		28	24	31
機 械 ・ 家 具 等 修 理 業		4	3	1
専 門 サ ー ビ ス 業		10	5	2
廃 棄 物 処 理 業		13	33	25
医 療 業 ・ 保 健 衛 生		2	4	5
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉		1		
教 育 ・ 学 術 研 究 機 関			1	3
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		5	8	9
公 務		8	2	
家 庭 生 活		76	119	106
う ち ペ ッ ト		22	2	8
事 務 所		4	9	8
道 路		16	20	11
空 地		21	32	40
公 園		5	3	4
神 社 ・ 寺 院 等		6	6	7
そ の 他		28	53	67
不 明		51	60	58

資料10 - 3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 4万Nm ³ /h以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 4万Nm ³ /h未満の工場	常時使用する従業員数が20人を超える工場は、公害防止統括者を設置する。	排出ガス量 4万Nm ³ /h以上かつ、排出水量 1万m ³ /日以上以上の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出ガス量 1万Nm ³ /h以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 4万Nm ³ /h以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 4万Nm ³ /h未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 1万m ³ /日以上以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 1万m ³ /日未満の工場		
	排出量 1千m ³ /日以上以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 1万m ³ /日以上以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 1万m ³ /日未満の工場		
粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
騒音	機械プレス(呼び加圧能力が百重量トン以上のものに限る。) 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)	(騒音関係公害防止管理者)			
振動	液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が三百重量トン以上のものに限る。) 機械プレス(呼び加圧能力が百重量トン以上のものに限る。) 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第10号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			